

## 法人税 納税証明書 (法人の場合)

## 所得税 納税証明書 (個人の場合)

1. 法人の場合は法人税、個人の場合は所得税について、管轄の税務署にて1部取得。

- ①申告額、更正額、納付額、未納額の記載のあるもの →「(その1)」を取る。
- ②直前1年分について証明したもの(決算期変更のため、1年に満たない場合は、前期分も添付。)
- ③受付時で発行後3か月以内のもの。

2. 個人(新規)の場合で、源泉徴収された所得以外に収入がない場合、源泉徴収票でも可。

3. 「宅地建物取引業経歴書」の直近1年の期間と財務諸表の期間は一致させる。

### 直近1年の期間の考え方

法人の場合は、決算して税務署に申告するのに2か月の申告期間があります。その申告期間に免許申請書を提出する場合は、決算した期の納税証明書が出ないため、前期分の納税証明書になります。もちろん、申告期間に関わらず、早期に申告が終わって、その期の納税証明書が提出できる業者はなるべく新しい納税証明書を提出してください。

個人の場合は、1月1日から12月31日を一期とします。確定申告の期間があるため、翌年の3月までに免許申請する場合は、前前年の納税証明書で可ですが、早期に申告が終わって前年の納税証明書が出せる業者は、なるべく新しい納税証明書を提出してください。